

教第23号議案

学校事務職員採用試験の変更について

令和2年度学校事務職員採用試験の改正について、次のとおり決定する。

令和元年7月16日提出

令和元年度実施学校事務職員採用試験変更について

1. 現状での課題

- (1) 「組織風土の改革のための有識者会議」からの報告書に基づき学校園の状況に精通し、教育施策に係る豊富な経験や知識を備えた職員を育成するため、学校事務職員の事務局への配置の拡大を検討する。

*現在の事務局内の配置ポスト

教職員課福利係 (1) 学校経営支援課 (3) 計4人

- (2) 教育委員会内での障害者雇用率が極めて低く、学校事務職員では採用実績がない。

(障害者雇用率：市長部局 3.10%、教育委員会：1.93%、市全体 2.51%)

*法定雇用率 2.5%ただし教育委員会は 2.4%で可

2. 採用予定人数

10名程度 (平成30年実施 4名、平成29年実施 12名、平成28年実施 8名)

3. 変更内容

(1) 募集案内における職務内容等による記載の変更

募集案内において学校事務職員の職務内容について、学校現場だけでなく教育委員会事務局内における業務に従事することを記載することにより、教育行政のスペシャリストとなり得る人材の確保を目指す。

《募集案》

募集名称：教育事務職員 (今回の採用より、学校事務職員の名称を変更する)

職務内容：神戸市立小・中・特別支援学校または教育委員会事務局内における一般事務

主として学校園にて各種調査への回答、職員の給与・サービス・旅費・福利厚生に関するもの、予算の編成・決算、施設・備品管理等に関する業務を行います。

これらの業務から得られた知識・経験を基に、教育委員会事務局と学校現場との連絡調整や教育行政に係る政策調整業務等に関する業務にも携わります。

(2) 受験要件の変更と受験枠の整理・新設

現在受験要件に設定している最終学歴からの事務従事経験 (高校卒5年、短大卒3年) を撤廃するとともに、上記教育行政のスペシャリスト確保を達成するため、従前の大学卒区分の年齢要件を行政職と同様に見直す。これに合わせて、高校卒、短大卒の受験年齢を見直すと同時に、多様な経験を有する者を幅広く対象とする社会人選考を設定する。年齢の上限は、行政職の民間経験者採用と同様の39歳まで年齢要件を緩和する。

また、障害者枠を新設し、障害者雇用の促進を目指す。

試験スケジュール

広報開始	申込受付	筆記試験	筆記合格発表	1次 集団面接	1次結果 発表	2次 個別面接	合格 発表
7月 下旬	8月23日～ 8月31日	9月29日	10月4日	10月12日	10月23日	11月2日	11月18日

試験区分と試験内容について（9月実施）

<従前>

学歴	年齢制限 (採用時年齢)	1次試験内容	2次試験内容	採用人数
大学卒	22歳～29歳	基礎的能力（中級） (80点)	集団討論（120点） 個別面接（240点）	5名 程度
短大卒	23歳～29歳 (要事務経験3年)			
高校卒	23歳～29歳 (要事務経験5年)			

<変更後>

試験区分	年齢制限 (採用時年齢)	1次試験内容		2次試験内容	採用人数	
		全員受験				
教育 事務 職員	大学卒 試験	22歳 ～ 27歳	基礎的能力 中級（100点） 適性検査 (点数化せず)	集団面接 * (100点)	個別面接 (200点)	全区分から 10名 程度
	高卒 短大卒 試験	18歳 ～ 27歳	基礎的能力 中級（100点） 適性検査 (点数化せず)			
	社会人 試験	28歳 ～ 39歳	基礎的能力 中級（100点） エントリーシート 適性検査 (点数化せず)			
	障害者 選考	18歳 ～ 31歳	教養初級 (100点) 適性検査 (点数化せず)			

* 集団面接は基礎的能力受験者のうち一定点に満たない者は行わない。

(参考 1)

人事委員会の権限の一部を委任する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第3項の規定に基き、人事委員会の権限に属せしめられた事務の一部を次の通り委任する。

受任者	委任する事務
略	略
神戸市教育委員会	1 学校事務職員を採用する場合における規則第9条各号に掲げる事務 2～4 略

(改 正 案)

	学校事務職員を採用する場合における <u>規則第9条及び第17条各号に掲げる事務</u>

【参考】

職員の任用に関する規則

第9条（採用試験事務）人事委員会は、採用試験に関し、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 採用試験を告知すること。
- (2) 採用試験を実施すること。
- (3) 採用試験の結果に基づいて採用候補者名簿を作成すること。
- (4) 採用候補者名簿を確定すること。
- (5) 任命権者の請求に基づいて採用候補者の提示を行うこと。
- (6) 採用候補者名簿を統合し、訂正し、及び失効させること、並びに採用候補者を追加し、削除し、及び復活させること。
- (7) 採用試験の実施に必要な事項について調査を行うこと。

第17条（採用選考事務）人事委員会は、採用選考に関し、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 採用選考を実施すること。
- (2) 採用選考の結果を任命権者に通知すること。
- (3) 採用選考の実施に必要な事項について調査を行うこと。